

決議第1号

市職員の不適正な事務処理等に関する調査に関する決議

下記のとおり市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の設置を決議する。

記

1. 調査事項

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項
- (2) 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び延岡市議会委員会条例第4条の規定により委員8人からなる市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 本調査に要する経費は、本年度においては1,500,000円以内とする。

以上、決議する。

令和5年9月29日
延岡市議会